

- 1 会議名 議会運営委員会
- 2 日 時 令和4年12月21日（水）
開会 午後2時18分
閉会 午後2時29分
- 3 場 所 正・副議長応接室
- 4 出席委員 （委員長）片岡健一郎、（副委員長）須藤智子
（委員）谷平敬子、宮川隆、榊谷規子
- 5 欠席委員 なし
- 6 出席議員 伊藤隆信議長、関戸郁文副議長、水野忠三議員、大野慎治議員
- 7 説明員 行政課長 佐野剛
- 8 事務局 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕
- 9 委員長あいさつ
- 10 議長あいさつ
- 11 協議事項

（1）議案の委員会付託について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

資料のとおり、議案を所管の委員会へ付託することに決した。

【質疑】

須藤副委員長：常任委員会は総務・産業建設常任委員会を先に行うのか。

片岡委員長：そのとおりである。

（2）常任委員会等の閉会中の継続審査申出について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

資料のとおり、総務・産業建設常任委員会及び議会基本条例検証特別委員会の閉会中の継続審査に付することと決した。

【質疑】

質疑なし。

（3）その他

伊藤議長：厚生・文教常任委員会委員長の発言について一部訂正が必要と思われるかどうか。

谷平委員（厚生・文教常任委員会委員長）：議案第91号及び請願第6号に係る委員長報告について、発言の一部訂正が必要である旨の申出をしたい。

須藤副委員長：その都度、逐一訂正の発言が必要か。

伊藤議長：再開後に冒頭で発言をいただき報告内容に訂正があることを周知することになる。

議会事務局長：全ての議事日程が終了する閉会宣告の直前に議長が字句等の

整理についてお諮りしたうえで閉会するのだが、会議規則の規定では「発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができない。」とある。会議録と発言との整合性を図る必要があり、字句の整理の範囲を超えていると判断したため、事務局としては本会議での発言が必要と考える。

宮川委員：議員の発言に対する許可は議会や議長の許可権限のものであるため、議会運営委員会に諮る必要はないかと考える。

議会事務局長：議会運営委員会に諮るべき案件ではないかもしれないが、発言の申出が本会議中に突然行われたならば一部混乱を生じかねないとも考える。

1 2 その他

次回、12月26日午後2時の開催と決した。